『岡崎市猫の避妊処置事業』のご案内

野良猫（所有者のいない猫）の糞尿等で困っている地域の方は、

地域の野良猫被害対策として、この事業を活用しましょう！！

野良猫（所有者のいない猫）の寿命は、３年程度といわれています。現在、地域にいる野良猫の避妊去勢手術を実施することにより、これ以上地域でねこが増えないようになり、徐々に被害は減っていきます。

そこで、岡崎市では、地域でのねこの被害の減少と所有者のいない猫の減少を図るため、『猫の避妊処置事業』を実施しています。

事業の流れ

① 事前準備

野良猫の糞尿等の困り事を解決するために「岡崎市猫の避妊処置事業」を活用することを、地域〔町内会や組等〕全体で合意を得たうえで、避妊去勢処置を行う猫及び地域内の飼い猫（誤って飼い猫に処置を行わないため）の把握を行う。

↓

② 申請

動物総合センターに『猫の避妊処置事業』の申請を行う。

↓

③ 檻の設置と猫の捕獲

動物総合センターから、猫の捕獲檻を借り対象猫を捕獲する。

↓

④ 猫の処置と放獣

捕獲した猫の性別判定を行い、オスは地域で去勢手術を、メスは動物総合センターで避妊手術を行う。

↓

⑤ 事業の終了

対象猫が全て捕獲した時点、または檻設置から原則、2か月経った時点で事業は終了。

この事業についての詳細・お問合せは

岡崎市動物総合センター動物1係　TEL：0564－27－0444